

決 定 要 旨

被審人（本店）アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市オレンジストリート1209番地コーポレーション・トラスト・センター
（商号）シティグループ・グローバル・マーケット・フィナンシャル・プロダクツ・エルエルシー

上記被審人に対する平成22年度(判)第38号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第185条の6の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金141万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成23年4月5日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実は別紙1のとおりである。法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第7号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成23年2月4日

金融庁長官 三國谷 勝範

(別紙1)

課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、それぞれ別表1の「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券又は投資証券等（以下「株券等」という。）について、「提出事由」欄記載の事由が生じたものであるが、法定の除外事由がないのに、その住所又は居所を管轄する財務省関東財務局長に対し、「報告書」欄記載の変更報告書を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、提出しなかったものである。

別表1

番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社ワキタ	変更報告書 No. 8	平成21年1月26日	平成21年2月2日	報告義務発生日より前の日において発行済株式等総数の5.16%の大量保有者であったところ、共同保有者であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドが株券貸借契約により借り入れていた株券を227万5000株返還したことにより、単体株券等保有割合が1%以上減少した。
2	東京グロースリート投資法人	変更報告書 No.21	平成21年1月28日	平成21年2月4日	報告義務発生日より前の日において発行済投資証券等総数の10.77%の大量保有者であった日興アセットマネジメント株式会社との共同保有者として、投資証券等を725口取得し、投資証券等を合計5052口保有することとなり、発行済投資証券等総数(5万3899口)の9.37%の大量保有者となった。
3	DAオフィス投資法人	変更報告書 No.11	平成20年12月11日	平成20年12月18日	報告義務発生日より前の日において発行済投資証券等総数の9.17%の大量保有者であった日興アセットマネジメント株式会社との共同保有者となった。
4	DAオフィス投資法人	変更報告書 No.12	平成21年1月20日	平成21年1月27日	報告義務発生日より前の日において発行済投資証券等総数の9.75%の大量保有者であったところ、共同保有者であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドが消費貸借契約により投資証券等を1373口借り入れたため単体株券等保有割合が1%以上増加した。

番号	発行体	報告書	報告義務 発生日	法定提出期限	提出事由
5	株式会社 長大	変更報告書 No. 6	平成20年 12月5日	平成20年 12月12日	報告義務発生日より前の日において発行済株式等総数の6.67%の大量保有者であったところ、株券を63万2500株処分し、共同保有者であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドが株券貸借契約により借り入れていた株券を62万株返還したことにより、株券等を保有しないこととなった。

「審判手続開始決定書」の引用部分
(別紙2)

法令の適用

別紙1の別表1に掲げる事実につき

番号1

金融商品取引法第172条の7、第27条の25第1項本文、第130条、第176条第2項

番号2から同4まで

金融商品取引法第172条の7、第27条の25第1項本文、第130条、第176条第2項、金融商品取引法施行令第14条の5の2第4号

番号5

金融商品取引法第172条の7、第27条の25第1項本文、第176条第2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号

(別紙3)

課徴金の計算の基礎

別紙1の別表1に掲げる事実につき

- (1) 金融商品取引法第172条の7の規定により、被審人の変更報告書の不提出に係る課徴金の額は、
当該提出すべき変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券等の当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日における同法第130条に規定する最終の価格（当該価格がないときには、これに相当するものとして金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号により定める額）に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額。
- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て（別表2の「課徴金の額」欄の額）。

別表 2

別表 1 の番号	当該提出すべき変更報告書 の提出期限翌日の 最終の価格 (円)	当該提出すべき変更報告書の提出期限 翌日の発行済株式総数 (株)	課徴金の額 (当該提出すべき変更報告書の提出期限翌日の最終の価格×当該 提出すべき変更報告書の提出期限翌日の発行済株式総数/ 100,000) (円)
1	340	47,841,297	160,000
2	66,700	53,899	30,000
3	200,000	343,905	680,000
4	152,900	343,905	520,000
5	230	9,416,000	20,000

金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記課徴金の額は 1 万円未満の端数を切捨て

(注) 最終の価格がないときは、当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日後の直前に金融商品取引所が公表した価格。